

[事案 29-281] 特定疾病保険金支払請求

・平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

初めて膀胱がんの診断を受けたことを理由に、特定疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本膀胱がんは、主治医よりがん保険の対象となる悪性新生物に該当するとの説明を受けており、また、他の保険会社のがん保険では診断給付金が支払われているので、平成 4 年 9 月に契約した特定疾病保障保険に基づき、特定疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本膀胱がんは約款上の「悪性新生物」に該当せず、また、保険会社ごとに契約内容や運用実務は異なり、支払理由に該当するか否かは保険会社、保険契約ごとに判断されるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本膀胱がんが約款上の「悪性新生物」に該当するとは認められず、他社の支払判断は本契約の保険金支払理由にはならず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。